



LINE UP

CONTENTS

- 「わからない」ことの不安 1P
長崎オフィス所長よりご挨拶
- 不動産の貸付規模による所得税の取り扱いの違い 2P
- 令和4年度 診療報酬改定 3P
- 所得税・消費税（個人）の振替納税制度について 3P
- 税務カレンダー・新入社員紹介・相談役からの一言 4P
- 令和4年度 税制改正大綱（個人所得・資産課税編） 特別編1-2P



Message

「わからない」ことの不安

昨年、一昨年と一カ月延長となった個人確定申告の期限ですが、今年は一律延長はしないとの発表がありました。新型コロナウイルスの影響により期限までの申告が困難な事情がある場合は延長可能とのことですが、基本的には本来の期限である3月15日までの申告が必要となります。先月の本誌にて、今年も期限延長になるかも、と書きましたが、見事に外してしまいました。

昨年、2021年2月1日の全国の新規感染者数は1,793人でした。一方、今年の2月1日の全国新規感染者数は81,593人です。予想を外したことの言い訳ではないですが、今年のほうが40倍以上の感染者が出ているにもかかわらず、昨年は期限延長、今年は無延長、となりました。数字だけを見れば、昨年より今年のほうが感染のリスクは高いはずですが、にもかかわらず、昨年よりも今年のほうが新型コロナウイルスに対する不安感や恐怖感は低くなっていると思います。

新型コロナウイルスのパンデミックが始まってから2年の間に、このウイルスに対しての研究は大きく進み、感染力や健康に及ぼす影響が明らかになってきました。もはや「謎のウイルス」ではなくなりつつあります。人は「危険だとわかっていること」よりも「危険かどうか分からないこと」に不安を持ち、恐怖するそうです。国債や、その逆に宝くじのように、リ

スクがわかっているものを買うことは不安にはならないですよ。リスクがわからない不動産や株式に投資することには不安になる人が多いと思います。新型コロナウイルスも、わからないから不安を感じ怖れていたものが、わかるようになってきたことで不安や恐怖が減ってきたのではないのでしょうか。

経営においても、先が見えないことが一番の不安だと思います。コロナ禍がいつまで続くかわからずとも、続いたら経営状態がどうなっていくかは予想することができますので、対応策を考える時間ができます。

内田会計グループは、年間予算のシミュレーションを標準サービスとして提供しています。ご要望があれば中期、長期でのシミュレーションもおこないますので、担当者までお尋ねください。



内田会計グループ 代表
長崎オフィス 所長
税理士 内田 佳伯

不動産の貸付規模による所得税の取り扱いの違い

土地、建物等の不動産の貸付けから得られる不動産所得は、その貸付けの規模により「事業的規模」と「業務的規模」の二種類に分類されます。その分類の仕方は「社会通念上事業と称するに至る程度の規模で貸付を行っているかどうかで判定する。」というのが原則ですが、実務上は後述の形式基準で判定されているケースがほとんどです。

「事業的規模」に比して「業務的規模」には所得税法上の制限が多く、必要経費の計上時期や方法に違いがあるので、今回はその点について説明します。

○事業的規模と判定される形式基準

貸付けの物件数が、①独立した家屋であれば5棟以上、②アパートなどの部屋貸しの場合は10室以上、③駐車場などの土地の貸付けはおおむね5か所を1室と換算して判定します。

○事業的規模と業務的規模との取扱いの違い

資産損失A

建物を取り壊したことによる資産の減少

- (事業的規模) ①取り壊した年に全額必要経費に算入します。
②赤字(△)が認められ、他の所得との損益通算もできます。
- (業務的規模) ③その年の不動産所得の範囲内で必要経費に算入します。
④赤字は認められません。

資産損失B

災害により建物などの資産に被害が生じた場合

- (事業的規模) ①損失が生じた年に全額必要経費に算入します。
②その年の他の所得と損益通算しても赤字が残る場合は、被災事業用資産の損失として翌年以降3年間の繰越控除が認められます。
- (業務的規模) 次の③、④いずれかを選択して適用します。
③雑損控除を適用して所得控除で計算する。
④その年の不動産所得の範囲内で必要経費に算入する。

※③の場合はその年の所得金額から差し引いても損失が残る場合は、雑損失の金額として翌年以降3年間の繰越控除が認められますが、④の場合は不動産所得の赤字は認められません。

貸倒損失

未収家賃などの回収ができなくなった場合

- (事業的規模) 複数年分の貸倒損失がある場合、回収不能であることが確定した年分に一括して必要経費に算入します。
- (業務的規模) 複数年分の貸倒損失がある場合、その収入が生じた年分に遡って収入金額がなかったものとして計算します。

青色事業 専従者給与

- (事業的規模) 必要経費に算入できます。
(業務的規模) 適用できません。

青色申告 特別控除

- (事業的規模) 電子申告等の他の要件を満たせば65(55)万円控除の適用ができます。
(業務的規模) 10万円控除のみの適用になります。



形式基準では「業務的規模」と判定されても貸付物件の面積や実際の維持・管理への関与度合により「事業的規模」と判定できることもあるので、ご不明な点は担当者へお尋ねください。

令和4年度 診療報酬改定

株式会社内田会計事務所 コンサルティング事業部 部長
 公益法人日本医業経営コンサルタント協会登録 コンサルタント
堤 健治

令和4年は、コロナ禍での2回目の診療報酬改定になります。改定率は、診療報酬全体で**0.43%**のプラス改定です。内容は、**医科+0.26%**、**歯科+0.29%**、**調剤+0.08%**となり配分されていきます。

配分内容は、まずは新型コロナウイルス感染症拡大の防止策。高齢化が本格的に進達する中で医療提供体制の効率化と持続可能性の確保へ向けた取り組み。不妊治療の保険適用拡大やリフィル処方箋の導入がおりこまれています。

詳細は、厚生労働省ホームページにて令和4年2月9日付中医協答申をご確認され、病医院の経営にお役立てください。

令和4年度診療報酬改定の基本方針（概要）

改定に当たっての基本認識

- ▶ 新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築など医療を取り巻く課題への対応
- ▶ 健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現
- ▶ 患者・国民に身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

社会保障の機能強化と持続可能性の確保を通じて、安心な暮らしを実現し、成長と分配の好循環の創出に貢献するという視点も重要。

改定の基本的視点と具体的方向性

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>(1) 新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築【重点課題】</p> <p>【具体的方向性の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 迅速、継続的な対応が求められる新型コロナウイルス感染症への対応 ◎ 医師の働き方改善、もともと前向きな対応でできる医療提供体制の構築に向けた対応 ◎ 医療現場で患者の状態に応じた入居患者の評価 ◎ 地域医療の機能分化 ◎ かかりつけ医、かかりつけ薬剤師、かかりつけ薬局等の機能の明確化 ◎ 簡便、在宅医療、遠隔診療の確保 ◎ 地域医療のアンバランスの解消のための取組 | <p>(2) 安心、安全で質の高い医療の実現のための医療等の働き方改革等の推進【重点課題】</p> <p>【具体的方向性の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 医療現場における業務管理や労働環境の改善のためのマネジメントシステムの導入に資する機能の提供 ◎ 医療現場における専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進 ◎ 医師の働き方改善に関する取組の推進、その他医師の働き方などの厳しい勤務環境の改善に向けた取組の推進 ◎ 医師の働き方改善に関する取組の推進、その他医師の働き方などの厳しい勤務環境の改善に向けた取組の推進 ◎ 令和3年11月に閣議決定された経済対策を踏まえ、看護の現場で働く方々の収入の引上げに資する必要な対応について検討するとともに、勤務環境に資する取組の推進 | <p>(3) 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現【重点課題】</p> <p>【具体的方向性の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価や医薬品の安定供給の確保 ◎ 医療にふさわしい安心・安全に医療を受けられるための体制の評価や医薬品の安定供給の確保 ◎ 患者の負担軽減、デジタル化への対応 ◎ 予防・がんにも着目した評価の推進 ◎ 患者の負担軽減が求められる分野について、国民の安心・安全を確保する観点からの適切な評価 ◎ 診療報酬の適正化手形、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した治療等の確保 ◎ 国民の負担軽減におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師等の役割から人中心への転換の推進、再発予防効果の評価 | <p>(4) 効率化・適正化を適した制度の安定性・持続可能性の向上【重点課題】</p> <p>【具体的方向性の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 医薬品やバイオ医薬品の使用促進 ◎ 費用対効果評価制度の活用 ◎ 医薬品評価制度を踏まえた適正な評価 ◎ 医療現場や患者の状態に応じた入居患者の評価（再掲） ◎ 外資系医療機関の機能分化等（再掲） ◎ 医師・薬剤師等の働き方 ◎ 医師・薬剤師等と薬局業務の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進 ◎ 効率的な診療に資する取組の推進 |
|---|---|--|--|

(令和3年12月10日 厚生労働省ホームページより)

所得税・消費税（個人）の振替納税制度について



税理士法人内田会計事務所
 サポート課 課長
小西 宏明

所得税の確定申告分や予定納税分及び個人事業者の消費税の確定申告分や中間申告分の納税については、多くの方に利用されている便利な振替納税をお勧めします(注1)。

所得税確定申告の場合、通常申告期限の**3月15日**までが納付期限ですが、振替納税の場合は約**1か月**後の口座引き落としとなり(注2)、確定申告で納税額が確定してから引き落としまで若干の時間がありますので、納税資金の準備がしやすくなります。

ご利用にあたっては、申告期限までに税務署または希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を提出していただくか、e-Taxにより依頼書を提出する必要があります。

口座の変更依頼や振替納税の取りやめ依頼がない場合及び所轄税務署が変更とならない場合に限り、自動的に次回以降も振替納税が行われます。住所地の変更などで所轄税務署が変更になる場合は別途変更手続きが必要ですのでご注意ください。

なお、残高不足等で振替納税ができない場合には、法定納期限の翌日から延滞税がかかりますので、事前に預貯金残高をご確認ください。

(注1)期限内に提出された確定申告分や予定納税分、中間申告分が対象であり、期限後申告分や修正申告分は利用できません。また、領収証書は発行されません。

(注2)令和3年分確定申告の納付期限と振替納税日

| 申告所得税及び復興特別所得税 | | |
|----------------|--------------|--------------|
| 納期等の区分 | 納付期限(法定納付期限) | 振替日 |
| 確定申告 | 令和4年3月15日(火) | 令和4年4月21日(木) |
| 確定申告延納 | 令和4年5月31日(火) | 令和4年5月31日(火) |

| 消費税及び地方消費税(個人事業者) | | |
|-------------------|--------------|--------------|
| 納期等の区分 | 納付期限(法定納付期限) | 振替日 |
| 確定申告 | 令和4年3月31日(木) | 令和4年4月26日(火) |

厚生労働省 中央社会保険医療協議会
 (中央社会保険医療協議会総会) 答申



https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-chuo_128154.html



厚生労働省
令和4年度診療報酬改定の基本方針 概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000864859.pdf>

Calendar

税務カレンダー



| 3月 | | | | | | | 4月 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| SU | MO | TU | WE | TH | FR | SA | SU | MO | TU | WE | TH | FR | SA |
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | | | | | 1 | 2 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

- 令和3年分贈与税の申告
【申告期限】2月1日(火)～3月15日(火)
- 令和3年分所得税の確定申告
【申告期限】2月16日(水)～3月15日(火)
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
【申告期限】3月15日(火) 【延納期限】5月31日(火)
- 個人の青色申告の承認申請
(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
【申告期限】3月15日(火)
- 1月決算法人の確定申告・消費税の確定申告
【申告期限】3月31日(木)
- 7月決算法人の中間(予定)申告
【申告期限】3月31日(木)
- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
【申告期限】3月31日(木)

New member

新入社員紹介



IT支援課

松島 千恵 (まつしま ちえ)

一言メッセージ

前職は大学で事務のパートをしており、システムに関わる業務は未娘を出産してから10年ぶりとなります。入社してからの数週間、社内システムやソフト等の把握と10年前の記憶を呼び覚ますのに奮闘している日々ですが、皆様との対話のなかで得られるものを大切にたとえ小さな一歩でも皆様や会社の一助を担えるよう歩を進めて参りたいと思います。温かく見守っていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

Column

相談役からの一言

恩送り

私の大好きな桜の季節になりました。春は別れと出会いのとき、人生にとって思い出多い季節です。卒業シーズンになると自然と「仰げば尊しわが師の恩…」が声に出ます。心の友と尊敬できる師に恵まれ多くの人に支えられて生きてきました。

ご縁がある某大学の定期誌に四海楼の陳優継社長の講話が記されていました。講話を聞いた附属高校生の感想文です。「私は『恩送り』という言葉が印象に残りました。『恩送り』は受けた恩を他の誰かに送るとのこと、『恩返し』は一対一ですが『恩送り』は一対一、二、三、四、五と一人からたくさんの人々に良い影響を与えるととても素敵な行為だと感じました。この『恩送り』の心は、社長という組織を率いる立場であり、組織を

支える責任者だからこそ持っているものだと感じました。私たちが『恩送り』の心をもって過ごす周りに良いことが広まり、より充実した生活が送れそうです。豊かな人間性と感受性が感じられます。

経営者に限らず人間は誰でもいつかどこかで誰かの恩を受けて生きています。「恩返し」は人間として当然の行為、できれば「恩送り」の人生を歩みたいものです。残念ながら最近「物足りず 心足らず」の人が多いように感じます。

新型コロナウイルスの流行が収まりません。人流が規制され観光が主産業である長崎県内企業にとっては厳しい経営環境が続きそうです。損益が赤字でも資金があれば経営は維持継続できます。補助金・助成金、制度融資等で資金に余裕がある今こそコロナ後の事業展開を計画しなければなりません。資金繰りや経営計画書の作成等、経営のご相談はぜひ内田会計事務所を活用願います。

相談役 内田延佳

内田会計グループのご案内

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

095-861-2054 (平日 9:00-18:00)

info@uchida.or.jp

<http://www.uchida.or.jp>

【長崎オフィス】

〒852-8008
長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556